



小野田地区 地域計画だより

令和5年9月 第1号
小野田行政区
小野田復興組合
浪江町役場・農業委員会

日頃から町の農業行政にご理解を賜るとともに、営農再開に向けてご尽力頂きありがとうございます。

震災から13年目となり、営農再開にあわせて、ご自身の農地をどうするのか、また地域の農業をどのようにして支えていくのかなど話し合いが必要な時期に来ています。

国でも全国で不耕作地の増加、高齢化による担い手の不足などを考えていくため、令和6年度までに「地域計画」を各地域で策定していくこととしました。

これはおおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るか。」など、農業者・農業後継者・農地所有者の方々と交えてまとめていくものです。策定にあたっては、町・農業委員会・双葉農業普及所・福島県農業振興公社・JA・官民合同チームなどが地域をサポートしていきます。

地域の農業を次世代に引き継いでいくため地域計画の策定を進めていきましょう。

浪江町役場 農林水産課長 金山 信一

1、地域計画とは

「地域計画」は国の新たな制度で令和6年度までに策定する必要があります。

◆地域の皆さんが守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいくために、地域の農業をどのように維持・発展していくかを決めていくのが『**地域計画**』です。

◎地域の皆様が一体となって話し合い、地域計画を作成します。

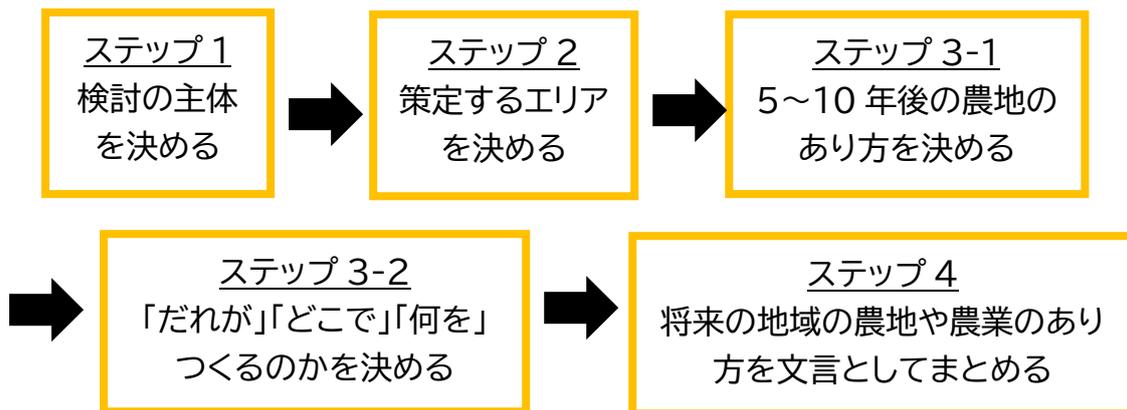
◎これまで国の営農再開支援事業により、復興組合で補助金を受け営農再開を行う前提で農地の草刈りや耕起を行ってきましたが、この営農再開支援事業は令和7年度までとなっています。

事業終了後は誰かが営農していく必要があります。

◎営農再開支援事業が終了した後は、これまで復興組合が行ってきた農地の草刈りや耕起も終了します。

今後は管理耕作をしていなかった農地や担い手の決まらない農地は、農地所有者が自ら耕作や草刈りなどの農地の管理を行う必要があります。

◆地域計画の策定に当たっては、以下のステップを進めることとしました。



2、現在の検討状況

◆8月6日、8月27日に小野田行政区役員、小野田復興組合役員による打ち合わせを行い、次のことを決めました

ステップ
1

地域計画検討の主体

行政区が主体となって話し合いを進めますが、これまで復興組合が営農再開支援事業に取り組んできたこと、小野田地区外の農地所有者も話し合いに加わる必要があることから、復興組合も連名で話し合いの主体としました。

ステップ
2

地域計画の範囲

復興組合が大字界をベースとし営農再開支援事業に取り組んできたことから、小野田地区では別図のとおり大字界(浪江南ほ場整備事業の対象区域を除く)としました。なお、今後人足界や取り込んだ方が良い場所、隣接行政区に任せの方が良い場所等が出てくれば検討していくこととしました。

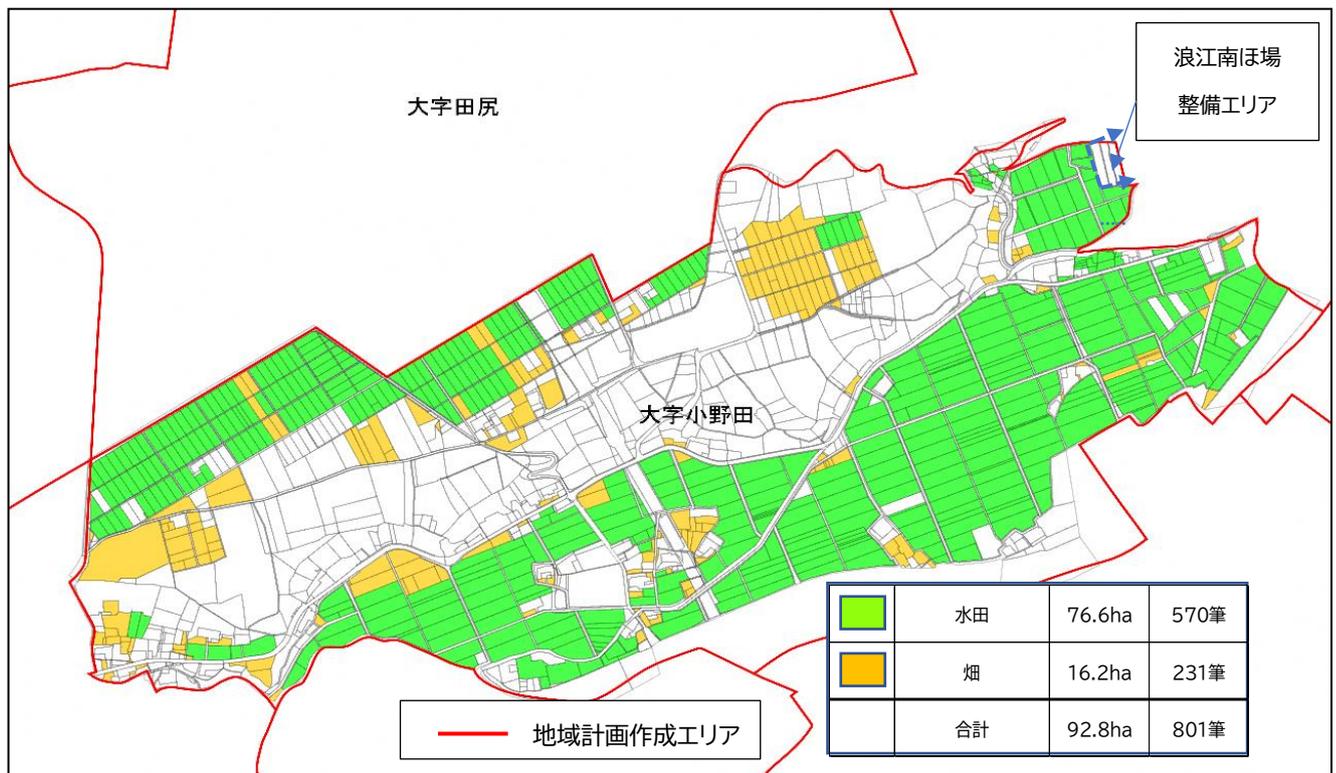
重要

地権者の意向確認

令和元年度に意向確認調査を行っていますが、年数の経過により状況が変わってきていることから、再度意向調査を行うこととしました。

※今回、意向調査票を添付しました。地域全体で農地のあり方を検討するための大切な情報となりますので、必ずご回答願います。

3、地域計画の範囲



※エリアの設定については、「大字小野田」としましたが、今後、人足界や、取り組んだほうが良い場所、隣接行政区に任せの方が良い場所等が出てくれば検討することとしました。

4、今後の進め方

◆今後検討していく事項

ステップ 3-1. 5～10 年後の農地のあり方を決める。

① 農地の集約化や営農上の課題の確認

例えば

- ・ほ場へ大型機械が入れない→圃場整備事業、基盤整備事業の検討
- ・農業用機械がないから大規模化できない→各種補助事業の検討
- ・営農地が分散していて非効率→農地の集約化の検討 など

② 営農再開支援事業をいつまで行うか

令和 7 年度まで営農再開支援事業が活用できますが、令和 8 年度から営農再開が必須となります。（地域集積協力金は令和 7 年度交付分まで）

5 年～10 年後の地域の農業のあり方を決めていきます。

ステップ3-2. 「だれが」「どこで」「何を」つくるのかを決める

話し合いに併せて農地の集約化や営農上の課題を検討していきます。

- ・**地権者の農地利用の意向を確認します。(今回の意向調査です)**
- ・現在の担い手、今後営農再開する担い手を確認します。
- ・耕作されない農地をどうするか決めます。(地域の担い手を優先します。)
 - ⇒担い手が規模拡大する農地、地区外から参入する農地
 - ⇒営農は出来ないが草刈りなどの管理だけをする農地
 - ⇒耕作不適地として対象地から除外する農地

ステップ4. 将来の地域の農地のあり方を文言としてまとめます。

- ・計画シートに記載し地域で確認します。
- ・地域で合意した地域計画案について、町が外部検討委員会を開催して確認し、地域計画として公表します。担い手の変更があれば変更ができます。

【地域計画】……………令和6年度までに策定する予定で話し合いを進めていきます。

【農地の営農再開】…営農再開支援事業は令和7年度までで、令和8年度からの営農再開が必須です。

【地域集積協力金】…地域計画を策定し、県農業振興公社を通して担い手に農地を集積することで地域に対して協力金が一度限り交付されます。公社を通して貸借した農地は営農再開支援事業の対象外となりますので、どちらの事業が小野田地区の営農再開に必要であるかについても今後の検討事項となります。

【農地所有者】……………このおたよりは、農業委員会の管理する農地台帳に記載されている小野田地区の農地所有者に対して発送しています。
宛名が違う(相続前の氏名である、誤字・脱字がある)場合は、下記の農業委員会事務局までご連絡ください。

❖浪江町役場 農林水産課(農政係)

☎ 0240-34-0245

❖浪江町 農業委員会事務局

☎ 0240-23-5706

❖福島県農業振興公社(浪江町役場3階駐在)

☎ 0240-34-0246

❖お気軽にお問い合わせ・ご意見をお寄せ下さい❖

